

## 議案第9号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額その他必要な事項に関し、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるとともに、利用者負担額その他利用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (3) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として町が定める額をいう。
- (4) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (5) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する事業をいう。

(利用者負担額)

第3条 支給認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当するもの 別表第1に定める額
- (2) 法第19条第1項第2号及び第3号に該当するもの 別表第2に定める額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定により別表第1又は別表第2の規定を適用する場合におけるこれらの表の利用者負担額の欄に定める金額が国の定め

る給付単価の額を超えることとなる場合の当該利用者負担額については、当該給付単価の額を限度とする。

(月途中の入・退園(所)等に係る利用者負担額)

第4条 月の途中において入・退園(所)等があった場合の利用者負担額は、その月の開園(所)等日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(利用者負担額の徴収)

第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。

2 町長は、町立保育所(大口町立保育所設置条例(昭和50年大口町条例第18号)第2条に規定する保育所をいう。)において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。

(休日保育料の徴収)

第6条 町長は、特定保育所及び町立保育所において休日保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から別表第3に定める休日保育料を徴収する。

(延長保育料の徴収)

第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から別表第4に定める延長保育料を徴収する。

(利用者負担額等の減免)

第8条 町長は、第5条から前条までの規定により徴収すべき利用者負担額、休日保育料及び延長保育料(次条において「利用者負担額等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納期)

第9条 町長が徴収する毎月分の利用者負担額等の納期は、町長が指定する期日とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（単位：円）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額／人）	
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0
第3階層		市町村民税所得割非課税世帯	2,100
第4階層		市町村民税所得割課税額77,100円以下	11,200
第5階層		市町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円以下	14,300
第6階層		市町村民税所得割課税額211,201円以上	17,900

## 備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表にかかわらず、次表に掲げる利用者負担額とする。
  - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 在外障害児（者）のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（単位：円）

階層	利用者負担額 （月額／人）
第3階層	1,100

3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

4 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第2 (第3条関係)

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額/人)			
階層区分	定義		子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第4条に規定する保育必要量の認定区分			
			保育標準時間 (上段)			
			保育短時間 (下段)			
			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
			0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	0
			16,700	16,000	15,000	14,100
第4階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	10,700	10,000	9,000	8,100
			25,800	24,000	20,800	20,100
第5階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	19,800	18,000	14,800	14,100
			35,300	32,700	24,500	21,800
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	29,300	26,700	18,500	15,800	
		46,000	42,600	27,300	24,900	
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	40,000	36,600	21,300	18,900	
		56,400	52,000	31,600	29,000	
			50,400	46,000	25,600	23,000

備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割

を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、この表にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。

(単位：円)

階層	利用者負担額（月額／人）			
	保育標準時間（上段）			
	保育短時間（下段）			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第3階層	15,700	15,000	14,000	13,100
	9,700	9,000	8,000	7,100

- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。
- 4 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。ただし、備考2及び備考3の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額とする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額（月額／人）
3歳児以上	全階層	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0
	第5階層から第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 5 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は1・2歳児の額を適用する。
- 6 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事（主食に限る。）の提供に係る負担金を含まない。

別表第3（第6条関係）

（単位：円）

区分		休日保育料・休日延長保育料
休日保育（1日分）	1・2歳児	2,200
	3歳児以上	1,200
休日延長保育（1日分）	30分当たり（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）	250

## 備考

生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯については、休日保育料及び休日延長保育料を免除する。

別表第4（第7条関係）

区分	延長保育料
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）	月額30分当たり（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）1,000円
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）延長分	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）250円、以降一律500円
随時者（土曜日利用者を含む。）	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）250円、以降一律500円

## 備考

- 1 別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料にする。
- 2 別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、延長保育料を2分の1に減額する。（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）
- 3 同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合は、延長保育料を第2子については2分の1に、第3子以降については10分の1に減額する。（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）

## 制 定 要 旨

### 1 条例の趣旨

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなります。

したがって、本町においても、特定教育・保育施設（町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（町長が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する小規模保育等の事業）の利用者負担額について条例を定めることとなりました。

なお、延長保育料及び休日保育料についても本条例で定めることとします。

### 2 条例の概要

#### (1) 利用者負担額について（第3条関係）

ア 教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担額について

国の定める水準の7割程度を本町の利用者負担額として設定します。（別表第1）

また、軽減措置については、国の示す基準と同様の内容とします。（別表第1備考2、3）

イ 保育標準時間及び短時間認定（2号認定及び3号認定）を受けた子どもの利用者負担額について

国の定める水準を限度として、短時間認定（最大8時間）については現行の保育料と同額の利用者負担額を年齢ごとに設定し、標準時間認定（最大11時間）については、短時間認定に3時間分の現行延長保育料（6,000円）を上乗せした利用者負担額を年齢ごとに設定します。（別表第2）また、軽減措置については、国の示す基準と同様の内容とします。（別表第2備考2、3）

また、県及び町の軽減措置として既存の保育料と同様の内容とします。

(別表第2備考4)

(2) 利用者負担額の徴収について (第5条関係)

ア 私立の保育所について、第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を負担金として町が徴収する根拠条文を設定しました。(第5条第1項)

イ 町立保育所について、第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を町が使用料として徴収する根拠条文を設定しました。(第5条第2項)

(3) 休日保育料の徴収について (第6条関係)

休日保育料について現行と同水準で設定し、町が徴収する根拠条文を設定しました。(別表第3)

(4) 延長保育料の徴収について (第7条関係)

延長保育料について現行と同水準で設定し、町が徴収する根拠条文を設定しました。(別表第4)

(5) 利用者負担額等の減免について (第8条関係)

町が徴収すべき利用者負担額、休日保育料及び延長保育料について減免することができるとした条文を設定しました。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。